

広島県告示第四百七十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、宅地建物取引業免許申請の手数料徴収業務を次のとおり委託した。

令和六年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名 称	住 所	
公益社団法人全日本不動産協会	東京都千代田区紀尾井町三番 三〇号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)